

軽自動車税の賦課期日は4月1日です

軽自動車の廃車・名義変更の 手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。

平成22年度中に軽自動車を廃棄・譲渡した人は、廃車・名義変更の手続きが必要です。廃車・名義変更等がまだお済みでない人は、早めに手続きをしましょう。

3月末日までに手続きをしない場合は、平成23年度も引き続き軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

手続きに必要な書類等については、車種ごとに異なります。詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

原動機付自転車
(125cc以下バイク)
小型特殊自動車

▼市役所税務課 ☎(23)92220

軽自動車、一輪自動車(125cc超〜250cc以下のバイク)

▼佐賀県軽自動車協会 ☎0952(30)8442

二輪小型自動車
(250cc超のバイク)

▼佐賀運輸支局 ☎050(5540)2082

問 政策部税務課 ☎(23)92220



担当: 淵

電話予約による 時間外交付もご利用ください

平日の開庁時間に窓口に行けない人のために、時間外交付を行っています。事前に予約を行えば、1階の当直室で受け取ることができます。住民票・印鑑証明などの交付ができますのでご利用ください。申請・交付は同一世帯の人に限ります。

● 交付できるもの

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書、課税証明書、資産証明書、固定資産評価証明

● 予約受付時間

平日 8時30分～16時

● 交付時間

平日 17時30分～21時

土・日・祝日 8時30分～21時



担当: 諸石

問 ぐらし部市民課 ☎(23)92225

- 開庁時間 8時30分～12時30分
 - 開庁場所 武雄市役所ぐらし部市民課
- ※本庁のみです。

● 開庁日
3月26日(土)・27日(日)
4月2日(土)・3日(日)

転入・転出届けの手続きは忘れずに

3月末と4月初めの 土曜日・日曜日は開庁します

住民異動の多い時期、市民課窓口の土日開庁を行います。転入・転出届けや転居届は忘れずに手続きをお願いします。

● 異動届に必要なもの

- ・ 印鑑(認印可)
- ・ 運転免許証、保険証等の本人確認ができるもの

※パスポート、住基カードの申請・交付はお受けできませんので、ご了承ください。